○国土交通省告示第五百九十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画事業四谷駅前地区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　市街地再開発事業の種類及び名称
東京都市計画事業四谷駅前地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から平成三十一年度末まで

三　施行地区
東京都新宿区本塩町及び四谷一丁目の各一部

四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地
東京都新宿区本塩町九番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日
平成二十六年十一月二十日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日
平成二十七年四月二十八日

○国土交通省告示第五百九十一号

軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第三十五条の規定を実施するため、軌道事業の事業報告書及び実績報告書の様式を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

軌道事業の事業報告書及び実績報告書の様式を定める告示の一部を改正する告示

軌道事業の事業報告書及び実績報告書の様式を定める告示（昭和六十二年運輸省告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考5中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白仁田川	
二　砂防法第二条の土地の表示	
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域	
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿	
字惣座	一号
丁九六五番三	二号
丁九八五番	三号及び四号
丁九九六番	十四号から二十一号まで
丁九八〇番一地先道路敷	十四号
丁九八一番一地先道路敷	十六号から二十一号まで
丁九六八番地先道路敷	二十二号から二十四号まで
丁九六〇番一	二十五号及び二十六号
字白仁田	
丁九六五番三地先道路敷	五号
乙一八〇二番	六号及び七号
乙一八〇六番	二十七号
乙一八〇八番一	八号
乙一八二八番二	九号
乙一八三六番	十号
乙一八三五番	十一号
乙一八四三番	十二号
乙一八三二番	十三号
乙一八三二番地先道路敷	十五号

○国土交通省告示第五百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
有木川

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県宮若市上有木	
字神川	三四三番一
三五四番	二号から五号まで
三一三番	六号から二十一号まで
三一二番	二十二号

○国土交通省告示第五百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　砂防法第二条の土地の表示	
延分沢	
(二)　砂防法第二条の土地の表示	
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域	
栃木県足利市名草中町	
字延分	一二五三番一　一号
一二五二番一　二号	
五四五七番一　三号から六号まで	
五四五九番　七号	
五四六〇番　八号	
五四六一番　九号から十一号まで	
字須花	
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称	
平渡二号沢	
(二)　砂防法第二条の土地の表示	
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十二年国土交通省告示第七百九十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号と五号を平成二十三年国土交通省告示第千十号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域	
栃木県大田原市須賀川	
字平渡土	四五七番　一号
字間下沢	四四四七番　二号及び三号
	四四五二番　四号
	四四五四番　六号
字土江ケ沢	四四六〇番　五号
字間下	四八〇番三　七号

○国土交通省告示第五百九十五号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＳＹ	142281	ＢＵＣＣＯＯ　ＲＥＥＦ	平成27. 3. 2
７ＪＴＪ	142308	サルファーフロンティアⅢ	27. 3.24
７ＪＴＺ	142369	しぶし	27. 3. 5
７ＪＵＢ	142380	新地丸	27. 3.11
７ＪＵＥ	142391	ＷＯＲＬＤ　ＳＷＡＮ　Ⅱ	27. 3.31
ＪＤ３７５７	142270	和興丸	27. 3.11
ＪＤ３７９０	142324	第七新丸	27. 3.23
ＪＤ３７９７	142335	新あすわ	27. 3.12
ＪＤ３７９８	142336	新おしま	27. 3.12
ＪＤ３７９９	142337	第二桜島丸	27. 3.16
ＪＤ３８００	142339	ひえい	27. 3.11
ＪＤ３８０６	142345	国周丸	27. 3.10
ＪＤ３８０９	142350	第八昭徳丸	27. 3. 4
ＪＤ３８１３	142355	ほっかい	27. 3.12
ＪＤ３８２０	142368	開山丸	27. 3.24
ＪＤ３８２２	142370	菱永丸	27. 3. 9
ＪＤ３８２５	142374	かいおう丸	27. 3.24
ＪＤ３８２７	142376	第二姫島丸	27. 3.25
ＪＤ３８２９	142378	須崎丸	27. 3.20
ＪＤ３８３０	142379	ながと	27. 3. 2
ＪＤ３８３３	142386	ほうおう	27. 3.23
ＪＤ３８３４	142387	鼓海丸	27. 3.10
ＪＤ３８３５	142388	青華丸	27. 3.10
ＪＤ３８３８	142393	鋼福丸	27. 3.12
ＪＤ３８４０	142395	昌豊丸	27. 3.20
ＪＤ３８４３	142398	第八栄克丸	27. 3.20
ＪＤ３８４４	142399	第拾六よつみ丸	27. 3.16
ＪＤ３８４５	142401	住吉丸	27. 3.23

○国土交通省告示第五百九十六号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏